
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」 初度適用企業としての子会社**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、子会社が親会社よりも後に初度適用企業となる場合の会計処理の明確化の要望を踏まえたアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）について、ご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景

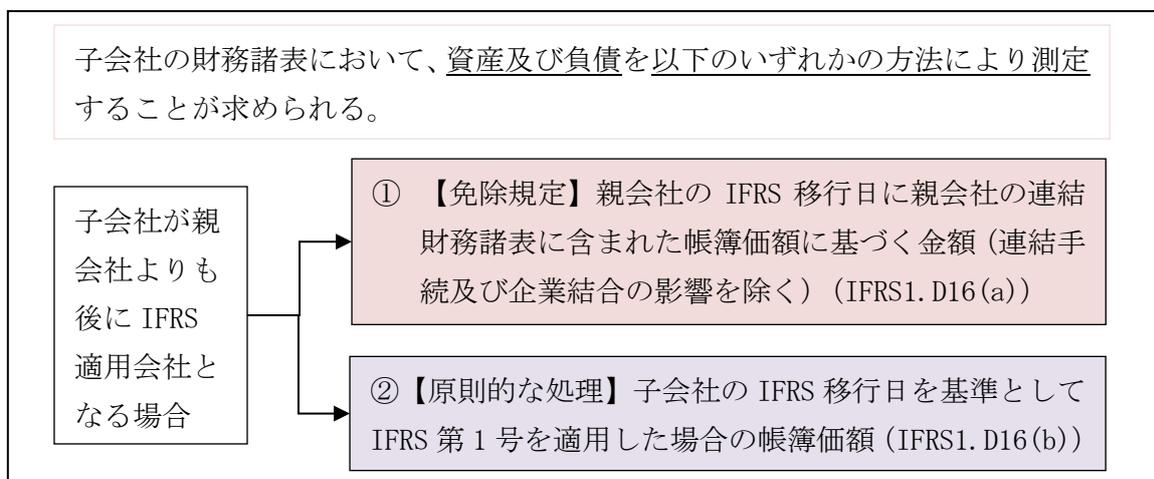
要望の概要

2. IFRS-IC は、親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合¹に、当該子会社が IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS 第 1 号」という。）D16 項を適用し、在外営業活動体に係る換算差額累計額（cumulative translation differences。以下「CTD」という。）を親会社の移行日に基づき、親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額に基づき測定することができるか否かについて、明確化を求める要望を受けた。
3. IFRS 第 1 号 D16 項(a)は、子会社が親会社よりも後に初度適用企業となる場合に、子会社が、親会社の IFRS 移行日に基づいて、親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額により資産及び負債を測定することを認めている。

¹ ここで想定されている状況としては、IFRS 第 1 号 BC59 項に次のような記述がある。

「子会社によっては、親会社に対する過年度の報告に IFRS を使用したが、IFRS に基づく完全な 1 組の財務諸表を提示しなかったところがあるかもしれない。その子会社がその後 IFRS に準拠しているという明示的かつ無限定の記述を含んだ財務諸表の表示を開始すれば、その時点で初度適用企業となる。この結果、その子会社は、IFRS の下での一部の測定は IFRS 移行日によって決まるので、異なった IFRS 移行日に基づいた 2 組の会計記録を並行的に保存せざるを得なくなる。」

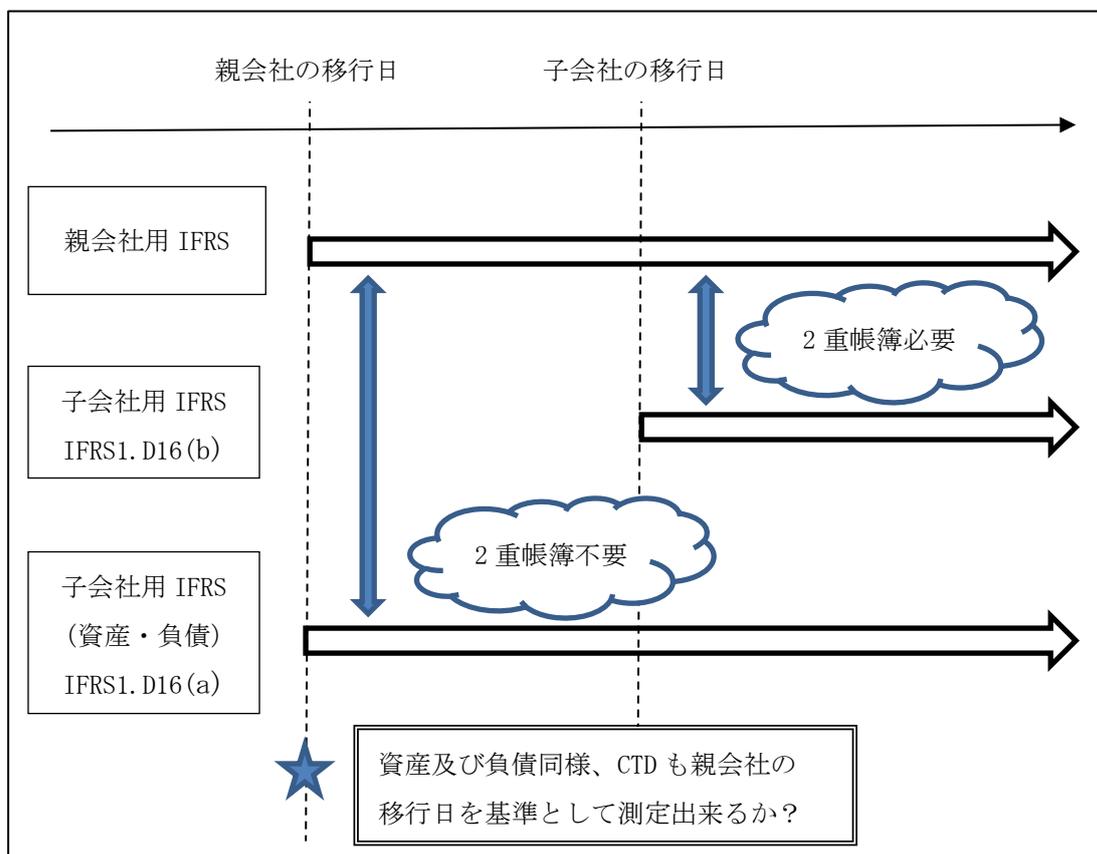
【補足 図表 1 子会社が親会社よりも後に IFRS 適用会社となる場合の会計上の取扱い】



4. また、初度適用企業は、IFRS 第 1 号 D13 項により、IFRS 移行日において CTD をゼロとみなすことが認められている。

論点

5. 親会社よりも後に初度適用企業となる子会社は、IFRS 第 1 号 D16 項(a)を適用し、親会社の IFRS 移行日に基づいて、親会社の連結財務諸表に含まれていたであろう帳簿価額により CTD を測定することができるかが論点となる。



見解

6. 明確化の要望の提出者は、この論点について次の2つの見解がみられるとしている。

(見解1：IFRS第1号D16項(a)はCTDに適用されない。)

7. IFRS第1号D16項(a)は、資産及び負債の測定に適用されると明確に述べられている。CTDは資産又は負債のいずれでもなく、資本の構成要素であるため、IFRS第1号D16項(a)は適用されない。

(見解2：IFRS第1号D16項(a)はCTDに適用される。)

8. 次の理由により、IFRS第1号D16項(a)は資産及び負債と同様に、資本に対しても適用される。

(1) IFRS第1号BC60項及びBC62項では、IFRS第1号D16項(a)の目的は、子会社が2組の会計記録を並行的に保存するという実務上の問題を和らげることにあるとされており、IFRS第1号D16項(a)がCTDに適用されなければ子会社が同様の問題に直面すること。

(2) 資本は資産から負債を控除した残余持分であるため、資本の構成要素に対して資産及び負債と同様のアプローチを適用することは合理的であること。

(3) IFRS第1号D16項(a)の主要な救済措置は、子会社の初度適用において親会社のIFRS移行日に基づきIFRS財務諸表の作成を認めることにあり、その観点からは資本の構成要素も含まれるべきと考えられること。

III. 2017年3月のIFRS-IC会議における議論

IASBスタッフによる提案

9. 2017年3月開催のIFRS-IC会議において、IASBスタッフは、次項以降に記載した分析結果を提示したうえで、IFRS第1号の要求事項は、子会社がIFRSへの移行日にCTDの測定をどのように行うべきかに関する適切な基礎を提供しており、また、IFRS第1号D16項の規定がCTDにも適用されるようにIFRS第1号を修正する必要は無いと考えられることから、本論点をIFRS-ICのアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。

10. IASBスタッフは、次の理由からIFRS第1号D16項(a)はCTDに適用されないとしている。

- (1) IFRS 第 1 号 D16 項(a)は資産及び負債にのみ言及しており、資本の構成要素には言及していないこと。
 - (2) IFRS 第 1 号 BC63 項においても、資産及び負債の範囲でのみ説明がなされていること。
 - (3) IFRS 第 1 号第 18 項において、IFRS 第 1 号の免除規定を類推適用してはならないとされていること。
11. また、IASB スタッフは、次の理由から、IFRS 第 1 号 D16 項(a)が CTD に適用されるようにするための IFRS 第 1 号の修正は必要ないと考えている。
- (1) IASB が、IFRS 第 1 号 D16 項(a)に記載されている以上のことを、そもそも意図していたかどうかは定かではないこと。

IFRS 第 1 号の公開草案では「既に親会社に報告された IFRS 測定の再測定を避けるため、子会社を認識と測定の目的では初度適用企業としては取り扱わない」という提案がされており、IASB は資産及び負債に限らず、より広範な認識及び測定に関する免除を示唆していた可能性も否定できないことから、スタッフは追加的な調査を行った。しかしながら、公開草案の表現が、最終基準において変更された理由については特定することができず、IFRS 第 1 号 D16 項に記載されている以上のことを意図していたと結論付ける証拠は得られなかった。

- (2) IFRS 第 1 号の既存の要求事項が、企業に過度の負担とはならないと考えられること。

CTD の差異の影響は、day-1 difference であり、その後に在外営業活動体が処分されるまでは固定されることから、一般的な資産及び負債を並行記録した場合と比較して、負担は小さいと考えられる。

- (3) 仮に IFRS 第 1 号の修正を行った場合でも、それにより便益を得る企業は限定的と考えられること。

本論点により影響を受けるのは、次に挙げた様な事項をすべて満たす企業に限られる。

- ・親会社が既に IFRS を適用している。
- ・連結財務諸表を作成している。
- ・在外営業活動体を有している。

- ・ IFRS による財務報告を行うこととなった（IFRS を任意適用する、その法域で IFRS が強制適用されるようになった、上場会社に IFRS が強制適用されている法域で新規上場をした等の状況に限られる。）。
- ・ 親会社が IFRS に移行する際に IFRS 第 1 号 D13 項の規定を適用し、当該企業も IFRS への移行に際して免除規定を適用する意向がある。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

12. IASB スタッフが示した分析については、多くの IFRS-IC のメンバーから同意する意見が聞かれた。また、IFRS 第 1 号の修正を提案すべきかどうかについてはアジェンダ決定案に寄せられるコメントを踏まえて検討してはどうかとされた。
13. IFRS-IC 会議で聞かれた主な意見は次の通り。
 - (1) IFRS 第 1 号 D16 項の規定が資産及び負債にのみ適用されることは明確であるが、この文言が当初の IASB が免除規定により意図したことを反映したものであるかは疑問である。
 - (2) 本論点に関連して、CTD 以外の資本の構成要素（例えば有形固定資産の再評価に起因するもの）については、どのように取扱われるべきか疑問である。
→IASB スタッフからは、資本の構成要素がこの免除規定との関係でどのように取扱われるべきかについては、IFRS 第 1 号の抜本的な検討が必要とのコメントがあった。
 - (3) 数名の IC メンバーから、資産及び負債と同様に、CTD についても親会社に報告した数値に基づき認識することが出来るべきとする見解に共感するものの、現時点では IFRS 第 1 号を修正すべきとまでは言えないといった意見が聞かれた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

14. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された。
 - (1) IFRS 第 1 号 D16 項は子会社が親会社より後に初度適用企業となる場合に資産及び負債の測定に関する免除規定を定めており、CTD は資産又は負債のいずれでもないことから、IFRS 第 1 号 D16 項(a)は適用されない。したがって、IFRS-IC は、当該子会社は、親会社の IFRS 移行日に基づき、親会社の連結財務諸表に含まれていたであろう帳簿価額により CTD を認識することは出来ないと結論付けた。
 - (2) また、IFRS-IC は、IFRS 第 1 号第 18 項において、IFRS 第 1 号の免除規定を類推

適用してはならないとされていることから、IFRS 第 1 号 D16 項を CTD に類推適用することも出来ないと結論付けた。

- (3) したがって、子会社が初度適用時の CTD の認識は、IFRS 第 1 号の D12 項及び D13 項の規定に基づき、IFRS 移行日時点でゼロとするか、遡及的に算定した結果に基づくこととなる。
- (4) IFRS-IC は、IFRS 第 1 号の要求事項は、初度適用企業が CTD の測定をどのように行うべきかに関する適切な基礎を提供していると結論付けた。
- (5) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

IV. 今後の予定

- 15. アジェンダ決定案については、2017 年 5 月 22 日までコメントを募集している。
IFRS-IC は、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙 1)

関連する規定**換算差額累計額**

- D12 IAS 第21号は、企業に次のことを求めている。
- (a) 一部の換算差額をその他の包括利益に認識し、これを資本の独立の内訳項目として累積する。
 - (b) 在外営業活動体の処分時に、当該在外営業活動体に係る換算差額累計額（関連するヘッジによる利得及び損失があれば、それも含む）を、処分損益の一部として資本から純損益に振り替える。
- D13 しかし、初度適用企業は、IFRS 移行日現在で存在していた換算差額累計額については、これらの要求事項に従う必要はない。初度適用企業がこの免除を使用する場合には、
- (a) すべての在外営業活動体に係る換算差額累計額を、IFRS 移行日現在でゼロとみなす。
 - (b) 在外営業活動体のその後の処分による利得又は損失は、IFRS 移行日前に生じた換算差額を除外し、その後の換算差額を含めなければならない。

子会社、関連会社及び共同支配企業の資産及び負債

- D16 子会社が親会社よりも後で初度適用企業となる場合には、当該子会社は、その財務諸表において、資産及び負債を次のいずれかにより測定しなければならない。
- (a) 親会社のIFRS移行日に基づいて、連結手続及び親会社が当該子会社を取得した企業結合の影響について何の修正もなかったとした場合に、親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額（この選択は、投資企業（IFRS 第10号で定義）の子会社（純損益を通じて公正価値で測定することが要求される）には適用されない）。
 - (b) 子会社のIFRS移行日に基づいて、本基準の残りの部分で要求されている帳簿価額。これらの帳簿価額は、次の場合には上記(a)と異なる可能性がある。
 - (i) 本基準による特例により、IFRS移行日に依存した測定が行われる場合
 - (ii) 子会社の財務諸表で使用された会計方針が、連結財務諸表の会計方針と異なる場合。例えば、子会社がIAS 第16号「有形固定資産」の原価モデルを適用していて、グループが再評価モデルを適用している場合がある。

同様の選択は、関連会社又は共同支配企業が、当該会社に重要な影響力を有する企業又は共同

支配している企業よりも後で、初度適用企業となる場合にも利用できる。

子会社、関連会社及び共同支配企業の資産及び負債

- BC59 子会社によっては、親会社に対する過年度の報告にIFRSを使用したのが、IFRSに基づく完全な1組の財務諸表を提示しなかったところがあるかもしれない。その子会社がその後IFRSに準拠しているという明示的かつ無限定の記述を含んだ財務諸表の表示を開始すれば、その時点で初度適用企業となる。この結果、その子会社は、IFRSの下での一部の測定はIFRS移行日によって決まるので、異なったIFRS移行日に基づいた2組の会計記録を並行的に保存せざるを得なくなる。
- BC60 ED第1号を作成する際に、当審議会は、2組の記録を並行的に保存するという要求は負担が大きく、また利用者にとっても有益になるわけではないと判断した。したがって、ED第1号は、子会社が過年度のIFRS財務諸表で連結されており、かつすべての少数株主持分の所有者が同意する場合には、その子会社を認識と測定の目的では初度適用企業としては取り扱わないという提案を行った²。
- BC61 ED第1号に対する一部のコメント提出者は、次の理由でこの特例に反対した。
- (a) 特例によって、グループの報告パッケージと子会社自体の財務諸表との間の相違のすべてがなくなるわけではない。報告パッケージは完全な1組の財務諸表ではないし、親会社は報告された数字に修正を加えた（例えば、年金コストの調整を本部で行うような場合）かもしれない。またグループとしての重要性の基準が子会社よりも高い可能性もある。
- (b) 同一日に初めてIFRSを採用する異なった企業間の比較可能性という当審議会の目的（BC10項）は、子会社を含むいかなる企業に対しても平等に適用されるべきであり、子会社の負債証券又は持分証券が市場で取引されている場合はなおさらである。
- BC62 しかし、当審議会は、いくつかの実務的な問題を和らげるという理由で、この特例をそのままにしておくことにした。この特例によって子会社の個別の財務諸表とグループのレポーティングパッケージの相違がすべてなくなるわけではないが、減少させることはできる。さらに、この特例は、親会社の連結財務諸表において、すでにIFRSの下で受け入れられている測定を認めているだけなので、これによって、子会社の個別の財務諸表の目的適合性と信頼性が薄れることはない。したがって、当審議会は、免除は少数株主の同意を条件とすべきだとしていたED第1号の提案も削除した。
- BC63 本基準を確定する際に、当審議会は、親会社よりも遅れてIFRSを採用する子会社に対する特例の記述を簡単にした。本基準では、子会社は、連結手続及び親会社が当該子会社を取得した企業結合の

² 2008年1月に、IASBはIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の修正版を公表し、「少数株主持分」を「非支配持分」に改めた。IAS第27号の連結の要求事項は、2011年5月公表のIFRS第10号「連結財務諸表」により差し替えられた。「非支配持分」という用語及び非支配持分に関する要求事項は変更されていない。

影響について何の修正もなかったとした場合³に、親会社の IFRS 移行日に基づいて、親会社の連結財務諸表に含まれるであろう帳簿価額でその資産及び負債を測定することができる。あるいはもう1つの方法として、子会社は、子会社の IFRS 移行日に基づいて、本基準のその他の部分が要求している帳簿価額による資産及び負債の測定を選択することができる。当審議会はまた、関連会社又は共同支配企業が、当該会社に顕著な影響力を有する企業又は共同支配している企業よりも遅れて、初度適用企業となる場合にもこの特例の適用を及ぼすことにした（本基準第24項）。しかし、親会社が子会社より遅れて IFRS を採用する場合には、その親会社は、その連結財務諸表において、当該子会社がすでに個別財務諸表で使用した IFRS による測定の変更を選択することはできない。ただし、連結手続及び親会社が当該子会社を取得した企業結合の影響に関する修正を除く⁴（本基準第25項）。

³ 2012年10月に、当審議会は、「投資企業」（IFRS 第10号、IFRS 第12号及び IAS 第27号の修正）を公表し、投資企業（IFRS 第10号「連結財務諸表」で定義）の子会社に対する投資で純損益を通じて公正価値で測定することが要求されているものについて、D16項(a)の選択肢を削除した。

⁴ 2012年10月に、当審議会は、「投資企業」（IFRS 第10号、IFRS 第12号及び IAS 第27号の修正）を公表し、投資企業（IFRS 第10号「連結財務諸表」で定義）への適用を明確にするため D17項を修正した。

(別紙 2)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」

IFRS 1 *First-time Adoption of International Financial Reporting Standards* —Subsidiary as a first-time adopter (Agenda Paper 5)

The Committee received a request to clarify the accounting applied by a subsidiary that becomes a first-time adopter of IFRS Standards later than its parent. The subsidiary has foreign operations, on which it accumulates translation differences in a separate component of equity. The request asks whether, applying paragraph D16 of IFRS 1, the subsidiary is permitted to recognise cumulative translation differences at the amount that would be included in the parent's consolidated financial statements, based on the parent's date of transition to IFRSs.

Paragraph D16 of IFRS 1 provides a subsidiary that becomes a first-time adopter of IFRS Standards later than its parent with an exemption relating to the measurement of its assets and liabilities. Translation differences that the subsidiary accumulates in a separate component of equity are neither an asset nor a liability. Accordingly, the Committee concluded that paragraph D16 of IFRS 1 does not permit the subsidiary to recognise cumulative translation differences at the amount that would be included in the parent's consolidated financial statements, based on the parent's date of transition to IFRSs.

The Committee also concluded that the subsidiary cannot apply the exemption in paragraph D16 of IFRS 1 to cumulative translation differences by analogy—paragraph 18 of IFRS 1 explicitly prohibits an entity from applying the exemptions in IFRS 1 by analogy to other items.

Accordingly, when the subsidiary becomes a first-time adopter of IFRS Standards, the subsidiary accounts for cumulative translation differences applying paragraphs D12–D13 of IFRS 1. These paragraphs require the subsidiary to recognise cumulative translation differences either at zero or on a retrospective basis at its date of transition to IFRSs.

The Committee concluded that the requirements in IFRS Standards provide an adequate basis for a first-time adopter to determine how to account for cumulative translation differences. Consequently, the Committee [decided] not to add this matter to its standard-setting agenda.

以 上